

# 「存在と当為」再考

——論理的な観点から——

高橋文彦

## §0 はじめに

「存在 (is; Sein) から当為 (ought; Sollen) を導くことができるか」という問いは、法哲学および倫理学における最も根本的な問題の一つであると言えよう。同時に、これはまた極めて曖昧かつ多義的な問題でもある。実際、「存在と当為」の問題は、論理的、認識論的、存在論的、社会学的等の様々な観点から議論されており、「存在」および「当為」という概念もそのときどきによって異なった意味に理解されている。

この考察においては、「存在と当為」の問題を専ら論理的な観点から検討してみたいと思う<sup>(1)</sup>。しかしながら、考察の観点を一旦このように限定するならば、そこにはもはや論ずべき問題は何も残されていないと思われるかもしれない。「存在から当為を論理的に導くことはできない。」この陳腐な二元論のテーゼをいまさら繰り返して何になろう。実際、このような見解を何人かの学者が表明している<sup>(2)</sup>。確かに上述のテーゼは基本的には正しいものであり、それと同程度に陳腐でもある。しかし、この荒削りのテーゼはまたかなりの単純化の産物でもあり、その限りで或る種の粗雑さを含んでいる。以下では、二元論のテーゼからこのような粗雑さを洗い落とし、その細部に隠されているいくつかの問題点に光を当て、これらをあらためて整理してみたい。

## §1 「存在と当為」の問題の定式化

「存在と当為」の問題を論理的な観点から考察する場合、「存在から当為を導くことは論理的に可能か」といった定式化では、碧海純一教授の指摘するよ

うに<sup>(3)</sup>、まだ十分に明晰であるとは言えず、的確な議論がなされるためには、次のように定式化する必要があるように思われる。すなわち、「記述命題のみから成る前提の集合から、規範命題を結論として論理的に演繹することは可能か。」

この定式の内容をさらに明晰なものとするために、定式中の諸概念について一応の定義を与えておきたい。

以下の考察においては、「記述命題」とは、経験的な事実を記述している命題と理解したい。換言すれば、ここでいう「記述命題」とは、経験的に観察可能な事態によって検証もしくは反証されうるような、つまり経験的に真・偽が決定されうるような命題のことである。

「規範命題」という概念を十分納得のゆく形で定義することは極めて難しいが、ここではとりあえず大雑把に、何らかの規範的な記号表現(述語、演算子)を含むような命題を、すべて「規範命題」と呼ぶことにしたい。

「論理」は、現代論理学の立場から、理想的な人工言語の構文論として、また「論理学」は、そのような構文論における法則を解明する学問として理解することができる<sup>(4)</sup>。「論理」をこのように理解する以上、人工的なオルガノンとしての論理の体系と歴史的に存在する日常言語の体系との間にはズレがあることを、予め認めておかなければならない。

最後に、「演繹」という概念の定義を述べておきたい。一般に、推論とは、真なる命題から別の真なる命題を導く手続きであると考えられる。推論には、そこで使用されている記号表現の構文論的構造だけに基づいて、すなわち意味論的な内容とは無関係に成立する形式的な推論と、意味論的な制約を受けることによって初めて成立する実質的な推論とがある。ここでは「演繹」を前者と同義に理解することにしたい<sup>(5)</sup>。したがって、この考察においては、実質的な推論、例えば、類推法、不完全帰納法、弁証法等に基づく推論、あるいはトゥルミン (S.E. Toulmin) 流の「評価的推論」(evaluative inference)<sup>(6)</sup>などは予め考察の対象から除外される。

「存在と当為」の問題を論理的な観点から前述のような形に定式化するならば、これに肯定的に答えるか、否定的に答えるかによって、「存在と当為」に

関する一元論と二元論とを区別することができる。すなわち、一元論とは、「記述命題のみから成る前提の集合から、規範命題を結論として論理的に演繹することができる」とする立場であり、二元論とは、このような演繹は不可能とする立場である。

これらの主張を、便宜上、「演繹のレベル」における一元論および二元論と呼ぶとすれば、これとは別に、規範的な記号表現を記述的な記号表現によって定義しようと考えるか否かによって、「定義のレベル」における一元論と二元論を区別することができる<sup>(7)</sup>。この定義のレベルにおける一元論と二元論は、ヘルスター (N. Hoerster) が指摘しているように<sup>(8)</sup>、「定義」を約定的 (stipulative) 定義と理解するか、辞書的 (lexicographical) 定義と理解するかによって、さらに細分化することができるが、ここではこれ以上この問題に立ち入らない。

いずれにせよ、注意しなければならないのは、フランケナ (W. K. Frankena) も述べているように<sup>(9)</sup>、たとえ演繹のレベルにおける二元論の正しさが何らかの形で証明されたとしても、定義のレベルにおける一元論が成り立ちうるならば、規範的な記号表現の記述的な記号表現による定義を媒介にして、記述命題から規範命題を演繹しうる可能性が残されているということである。

定義のレベルにおける「存在と当為」の問題は (法) 哲学的にも興味深いものであり、その研究は大きな意義を持っているように思われる。実際、これまでに「存在」から「当為」を導く推論として提出されたもののいくつかは、詳細に検討してみると、結局、定義のレベルにおける「存在と当為」の問題に帰着するのである<sup>(10)</sup>。しかしながら、この考察においては、紙数の関係上、演繹のレベルにおける問題のみをとりあげ、定義のレベルにおける問題は考察の対象からはずすことにしたい。

## §2 規範論理をめぐる問題

これまでに、「存在と当為」の問題は論理的な観点から一応の定式化がなされ、論点も演繹のレベルの問題に限定されたが、この定式化された問いに解答を与えるためには、まず、その背後に潜んでいる極めて根本的かつ重大な問

いに答えねばならない。すなわち、記述命題と規範命題の間にそもそも何らかの論理的な関係が成立しうるのか、という問題が論じられねばならない。

記述命題だけでなく規範命題をも含めた命題間の演繹を扱うような論理を、便宜上、「規範論理」と呼ぶとすれば、この規範論理をめぐる根本的な問題点は、いわゆる「ヨルゲンセンのディレンマ」<sup>(11)</sup>に端的に表わされている。このディレンマの要点は次の三つのテーゼにまとめることができる。

(1) 記述命題は明らかに（この考察においては定義によって）真理値を持ちうるが、規範命題について真・偽を云々することは意味をなさないように思われる。ヴァインベルガー（O. Weinberger）の表現を借りるならば<sup>(12)</sup>、それは、素数について健康・病気を語るようなものである。

(2) 現代論理学においては、前述のように、演繹をはじめとする推論は、真なる命題から別の真なる命題を導く手続きであると考えられている。したがって、真理値を持つ命題のみが、推論の前提あるいは結論となることができる。

(3) しかしながら、他方、規範論理的な推論が記述命題間の推論と同様に成立しうることにについては、疑問の余地がないように思われる。

さて、「存在と当為」の問題を論理的な観点から考察するためには、これらの三つのテーゼのうち、少なくとも(3)は承認しなければならない。さらに、(3)を承認しつつこのディレンマを解消するには、(1)あるいは(2)のいずれかに修正を加えなければならない。すなわち、真理値の概念を従来よりも広く理解し、規範命題についても真・偽を語りうると考えるか、あるいは、推論の概念を従来よりも広く理解し、真理値を持たない命題間にも推論関係の成立を認めるか、のいずれかの方法を探る必要がある。

規範論理の構成は様々な学者により様々な方法で試みられているが<sup>(13)</sup>、ここではこれらの試みを、考察の便宜上、古典的な二値論理を規範論理にも応用するのか、あるいは、古典的な二値論理とは異なる特別な規範論理を構成するのかによって、大きく二つに分類することにし、個別的な問題については必要な限りで言及するにとどめたい。

古典的な二値論理を規範論理に応用する立場は、さらに、規範命題を何らかの方法によって記述命題に還元した上で、これに古典的な二値論理を適用する

立場と、規範命題にも真理値を帰属させて、これに古典的な二値論理を直接適用する立場とに分かれる。

前者を「間接適用説」と呼ぶとすれば、例えば、ボーナート(H.G. Bohnert)<sup>(14)</sup>の見解はこの説の典型であると考えられる。彼によれば、一般に、 $\not\vdash!$ という命令法は、 $\not\vdash \vee A$ （ただし、‘A’は不愉快な状況を表わす命題）という記述的な選言命題に翻訳することができる。例えば、火事の際の「逃げろ！」という命令法は、「君は逃げる、あるいは、君は焼け死ぬ」という記述命題に翻訳することができる。しかも、このような還元は、定言的と考えられている倫理的な命令法（あるいは規範命題）についても原理的には可能とされる。

このような還元が仮に承認されうるならば、前述の「ヨルゲンセンのディレンマ」はおのずと解消される。しかしながら、ボーナートの見解に限らず、一般に、間接適用説を採る限り、演繹のレベルにおいて「存在と当為」の問題を論究する意味もまた同時に失われてしまう。というのは、間接適用説は、規範命題を記述命題によって定義しようとする試みにほかならず、それ故、「存在と当為」の問題も、結局、定義のレベルにおける問題に帰着するからである。このような理由から、以下の考察においては間接適用説を度外視することにした。

さて、古典的な二値論理を規範論理に応用しようとする立場のうちで真に考慮すべきなのは、規範命題を含む推論にも古典的な二値論理を直接適用する、という見解である。この見解の主張者としては、例えば、レーディック(J. Rödig) および吉野一教授の名前を挙げることができよう<sup>(15)</sup>。

この見解によれば、演繹的推論において問題となる真理値は、いわば「構文論的な」真・偽であり、推論を処理するための「相対的な」真・偽であるから、推論中の命題の真理値が実際にどのような仕方で検証されうるか、という問題とは独立に、純粹に形式的に定義することができる。したがって、規範命題を客観的に評価することが現実にはほとんど不可能であったとしても、真理値の概念が純粹に形式的に定義されている限り、規範命題に真理値を帰属させることも十分可能とされる。

この見解は、明らかに、真理値の概念を従来よりも広く理解することによっ

て、前述の「ヨルゲンセンのディレンマ」を克服しようとしている。

これと対照的な立場として、特別な規範論理を構成しようとする立場が考えられる。この考察においては、古典的な二値論理をそのまま利用するのではなく、特別な演算子を導入する等の方法によって、これとは異なる規範論理を作り上げようとする見解を、すべてこの立場に分類することにしたい。したがって、例えば、フォン・ウリクト (G.H. von Wright)、ヴァインベルガーなど多くの規範論理学者はこの立場に属することになる<sup>(16)</sup>。

もちろん、このような分類は極めて大雑把なものであり、この立場の内部にも、例えば、規範命題に真理値の帰属を認めるか否か、といった重大な論点に関して見解の相違がある。しかしながら、これらの相異なる見解も、古典的な二値論理とは（少なくとも部分的に）異なる規範論理が必要である、と考える点では一致しているので、以下の考察においては、便宜上、これらを一括して扱うことにしたい。

さて、規範論理としてどのような論理を用いるかによって、以上のように大きく二つの立場を区別することができるが、この考察においては、規範論理の方法としていずれが優れているか、という問題については判断を留保することにし、二つの立場のそれぞれについて、記述命題から規範命題を演繹することが、果して、またいかにして可能か、という問題を検討することにしたい。

この検討に入る前に、まず、しばしば「存在と当為」の二元論の論理的根拠として援用される「ポアンカレのテーゼ」について、若干の指摘をしておきたい。

### §3 「ポアンカレのテーゼ」とその問題点

「存在と当為」の二元論は、記述命題のみから成る前提の集合から規範命題を論理的に演繹することはできない、と主張するが、それではこの主張はどのような論拠に基づいているのだろうか。

しばしば援用される論拠に次のようなものがある<sup>(17)</sup>。すなわち、一般に、いかなる妥当な演繹的推論においても、前提のいずれにも含まれていない概念は、結論にも含まれない。例えば、

すべての人間は死ぬ。

ソクラテスは人間である。

故に、ソクラテスは死ぬ。

という推論は妥当である。しかし、この同じ二つの前提から、「故に、ソクラテスは哲学者である」という結論を導くならば、この推論は妥当ではない。

「哲学者」という概念は前提のいずれにも含まれていないからである。同じ理由から、前提中に何らかの規範的な概念が含まれていない限り、すなわち、前提中に既に少なくとも一つは規範命題がない限り、その前提から規範命題を結論として演繹することはできない。例えば、「べきである」という表現を含む結論を演繹しうするためには、前提のいずれかが既にこの表現を含んでいなければならない。

このような見解、特にその後半部分は、しばしばポアンカレ(H. Poincaré)の名前に結びつけられて主張される<sup>(18)</sup>。後述するように、実際にポアンカレが述べたことと、この見解の内容との間には重大な相違があるが、ここでは、便宜上、これを「ポアンカレのテーゼ」と呼ぶことにしたい。

ところで、「ポアンカレのテーゼ」は、「いかなる妥当な演繹的推論においても、前提のいずれにも含まれていない概念は、結論にも含まれない」という論理学上のルールに依拠しているが、それでは、このルールは本当にすべての演繹的推論に妥当するものであろうか。答えは、このルールを文字通りに理解する限り、明らかに「否」である。このことは、モルシャー(E. Morscher)も指摘しているように<sup>(19)</sup>、例えば、古典的な二値論理において「添加律」(principle of addition)に基づく推論が妥当な演繹として成立しうる、という事実によって容易に示すことができる。添加律によれば、 $p$ という前提から $p \vee q$ という結論を演繹することができるが、この $q$ という命題は前提中には全く現れていない。したがって、この添加律を用いるならば、前提のいずれにも含まれていない概念をも、結論中に含ませることができる。

これに対して、例えば、ヘアー(R.M. Hare)などは次のように反論するかもしれない<sup>(20)</sup>。すなわち、妥当な演繹的推論においても、その前提中に explicit に現れていない概念が、その結論に含まれていることはありえよう。し

かし、このような概念も実は既に前提中に **implicit** に含まれていたのである。「ポアンカレのテーゼ」の依拠するルールが言わんとするのは、前提のいずれかに **explicit** にも **implicit** にも含まれていない概念は、その結論にも含まれない、ということなのである。

「ポアンカレのテーゼ」の擁護者からのこのような反論に対しては、メイヴローズ (G.I. Mavrodes) が指摘しているように<sup>(21)</sup>、次のような再反論が可能である。すなわち、「結論中の概念が既に前提のいずれかに **implicit** に含まれている」ということを、「その演繹的推論が妥当である」ということとは独立に、いかにして確認しうるのか。この問いに対して明確な解答がなされない限り、「前提のいずれかに **explicit** にあるいは **implicit** に含まれている」とは、「その前提から妥当に演繹される結論に含まれている」という意味に理解せざるをえない。しかし、そうなると、「ポアンカレのテーゼ」はトートロジーに依拠していることになる。

結局、「ポアンカレのテーゼ」は、その依拠する論理学上のルールをヘア一流に拡張解釈しない限り、既に何人かの学者が指摘しているように<sup>(22)</sup>、せいぜい伝統的論理学における三段論法についてしかあてはまらない。実際、ポアンカレ自身の主張はあくまでも三段論法 (syllogisme) に関するものであった<sup>(23)</sup>。他方、このテーゼの依拠する論理学上のルールをヘア一流に理解するならば、このテーゼは内容的に極めて空虚なものとならざるをえない。いずれにしても、このテーゼは「存在と当為」の二元論の論拠とはなりえないのである。

#### §4 「存在」から「当為」を導く演繹的推論

「ポアンカレのテーゼ」の依拠する論理学上のルールがそもそもすべての演繹的推論については妥当しないとすれば、記述命題のみから成る前提の集合から規範命題を結論として演繹することも不可能ではないはずである。ところが、この問題の議論の前提となるべき「規範論理」に関しては、前述のような意見の対立がある。そこで、以下では、古典的な二値論理をそのまま規範論理として用いた場合と、特別な規範論理を構成した場合とを区別して、それぞれ



の場合について別個にこの問題を検討してみたい。

古典的な二値論理をそのまま規範論理として認知する場合、記述命題のみから成る前提の集合から規範命題を結論として導く演繹的推論として以下のようなものが考えられる。

$$(1) \quad \frac{A \cdot \sim A}{N} \quad \left( \begin{array}{l} A : \text{記述命題} \\ N : \text{規範命題} \end{array} \right)$$

これはいわゆる“ex falso quodlibet”の原理に基づく推論であり、レーディックの指摘<sup>(24)</sup>をまつまでもなく、「実質含意」(materiale Implikation)および「演繹」の通常の定義を前提とする限り、妥当な演繹として認められる。このような一見奇妙な推論が可能となるのは、前述のように、人工言語としての論理の体系と日常言語の体系との間にズレがあるためである。

確かに、吉野教授の指摘するように<sup>(25)</sup>、実際にはこの推論の前提が充足されることはないので、この推論に基づいて何らかの規範命題が現実にも導かれることはありえない。しかしながら、「存在と当為」の問題を、§1で定式化したような形で、あくまでも論理的な問題として理解する限り、これを、記述命題のみから成る前提の集合から規範命題を導く妥当な演繹的推論として認めざるをえない。

「存在と当為」の問題のこのようなトリヴィアルな形での解決を避けるために、例えば、リニン(D. Rynin)は「演繹」の概念を通常よりも狭く定義し直している<sup>(26)</sup>。リニン自身は“entail”という概念を用いているが、彼の定義によれば、前提が結論を含意(imply)し、なおかつ前提と結論のいずれもが分析的(analytic)でないならば、そしてそのときのみ、前提は結論を entail する。

他方、ジョハンソン(A.A. Johanson)およびモルシャーは「存在と当為」の問題そのものに修正を加え、前提の集合は無矛盾でなければならない、という条件を付加することによって、この種の推論を排除している<sup>(27)</sup>。

$$(2) \quad \frac{A}{NV \sim N}$$

これはいわゆる“verum sequitur quodlibet”の原理に基づく推論であり、

これも、「実質含意」および「演繹」の通常定義を前提とする限り、妥当な演繹として成立する。

「存在と当為」の問題のトリヴィアルな形で解決を避けるためには、ここでも、演繹(1)について述べたのと同様の処置をとりうる。実際、例えば、ポパー (K.R. Popper) は、結論がトートロジーであるような推論を、「存在と当為」の問題の議論の対象から予め除外している<sup>(28)</sup>。

$$(3) \quad \frac{A}{A \vee N}$$

これは前述の「添加律」に基づく推論で、「ポアンカレのテーゼ」あるいは「存在と当為」の二元論を反駁するための切り札としてしばしば援用される。例えば、プライヤー (A.N. Prior) およびメイヴローズによって提出された二元論に対する反例は、いずれもこの型の推論である<sup>(29)</sup>。

$$(4) \quad \frac{(x)(F_1x \supset F_2x)}{(x)(F_2x \supset Gx) \supset (x)(F_1x \supset Gx)} \quad \left( \begin{array}{l} (F_1, F_2 : \text{記述的な述語}) \\ (G : \text{規範的な述語}) \end{array} \right)$$

この推論も、演繹(3)と同様、二元論に対する反例としてしばしば援用される。例えば、プライヤーおよびブラック (M. Black) によって提出された反例は、いずれもこの型の推論である<sup>(30)</sup>。

$$(5) \quad \frac{Fa}{(x)(Fx \supset Gx) \supset Ga} \quad (F : \text{記述的な述語})$$

リーンによって提出された二元論に対する反例は、この型の推論である<sup>(31)</sup>。

$$(6) \quad \frac{a_1 = a_2}{Ga_1 \supset Ga_2}$$

この推論は、いわゆる「同一性の公理」(axiom of identity)<sup>(32)</sup>を承認する限り、妥当な演繹として成立する。ヘアーが二元論の例外として示そうとした推論も<sup>(33)</sup>、おそらくこの型の推論として理解することができよう。

さて、古典的な二値論理をそのまま規範論理として用いた場合、記述命題のみから成る前提の集合から規範命題を導く演繹的推論として考えられるものをいくつか挙げてみたが、それでは、これらの推論は「存在と当為」の一元論の勝利を宣言するための十分な証拠と言えるであろうか。それとも、これらの推論は、さらに検討すべき問題点をはらんでいるのであろうか。

演繹(1)および(2)については既に述べたので、ここでの議論からは除外するとして、まず注意しなければならないのは、演繹(3)~(5)の結論がすべて「純粋な」規範命題ではないということである。すなわち、これらの推論の結論は、記述命題と規範命題を論理記号で結合してできた命題論理の式であるか、あるいは、記述的な述語と規範的な述語の双方を含む述語論理の式であるか、のいずれかなのである。この種の命題を「混合命題」と呼ぶとすれば、これも、§1で述べた定義による限り、明らかに規範命題に分類される。そして、演繹(3)~(5)の結論が規範命題である以上、「存在と当為」の二元論の敗北は明らかである。したがって、問題は、「規範命題」に関する当初の定義を維持して、「存在と当為」の一元論の勝利を宣言するか、あるいは、当初の定義に修正を加え、ジョハンスン、モルチャーらのように<sup>(34)</sup>、「存在と当為」の問題における「当為」から混合命題を排除するか、ということである。

これとは別に、さらに注意すべき点がもう一つある。それは、演繹(4)~(6)の結論がすべて複数の規範的な述語を含んでいるということである。しかしながら、いわゆる「演繹定理」(deduction theorem)<sup>(35)</sup>を利用するならば、前提中に既に規範命題を含んでいるような推論を変形して、その前提中の規範命題を結論中に移すことによって、この種の結論を記述命題のみから成る前提の集合から導くような推論を、無数に作り出すことができる。このような推論の大部分は、「存在と当為」の問題における「当為」が「純粋な」規範命題に限定されることによって、二元論への反例としての地位を失う。ただし、同一性の公理を前提とする演繹(6)のような推論は別である。この種の推論の結論は「純粋な」規範命題たりうるからである。したがって、一元論の勝利を宣言したくないならば、同一性の公理を含まない論理体系を議論の前提とするか、あるいは、「当為」を、論理記号を一切含まない「要素命題」もしくはその否定命題に限定する必要がある。

次に、特別な規範論理を構成した場合について検討してみたい。

古典的な二値論理とは異なる特別な規範論理を構成しようとする試みは、様々な学者によってなされているが、この分野の研究は依然未完成であり、様々な相異なる規範論理の体系が並存しているのが現状である。したがって、記述

命題のみから成る前提の集合から規範命題を導く演繹的推論としてどのようなものが考えられるか、前述の演繹(1)~(6)に相当するような推論がこの場合にも妥当な演繹として成立しうるのか、といった問題も、それぞれの論理体系に相対的にしか答えることができない。例えば、演繹(3)に相当する推論は、クツェラ (F. von Kutschera) の規範論理においては妥当な演繹として認められるが<sup>(36)</sup>、ヴァインベルガーの規範論理においては形成規則に違反するものとして許されていない<sup>(37)</sup>。

また、或る種の規範論理の体系においては次のような推論が妥当な演繹として成立する<sup>(38)</sup>。

$$(7) \quad \frac{\Box(A_1 \supset A_2)}{OA_1 \supset OA_2}$$

$$(8) \quad \frac{\sim \Diamond A}{\sim OA} \left( \begin{array}{l} A, A_1, A_2 : \text{事態の記述}^{(39)} \\ \Box : \text{必然を表わす演算子} \\ \Diamond : \text{可能を表わす演算子} \\ O : \text{義務を表わす演算子} \end{array} \right)$$

これらの二つの推論は、その前提が果して記述命題であるのか、という点で既に疑問の余地があるが、このことを一応度外視したとしても、これらの推論は、これらが妥当な演繹として認められる論理体系においてしか、「存在と当為」の二元論に対する反例たりえない。

このように、従来の二値論理とは異なる特別な規範論理の体系を前提にして、「存在と当為」の問題を考察する場合、様々な相異なる論理体系が並存している現状においては、それぞれの論理体系に相対的な結論しか導くことができない。

さて、これまで、古典的な二値論理をそのまま規範論理として用いる場合と、特別な規範論理を構成する場合とを区別して考察してきたが、古典的な二値論理も、見方によっては<sup>(40)</sup>、様々な並存する論理体系のうちの一つと考えることができる。しかも、このような論理体系の並存は単なる偶然的な事実にとどまらない。それは、論理が人工言語の構文論であることの必然的な帰結である。つまり、相異なる複数の規範論理が原理的に存在しうるのである。したがって、「存在と当為」の問題は、「排中律」(principle of excluded middle)

が論理的に真であるか否か、といった問題と同様に、元来、論理体系に相対的にしか答えることができない。すなわち、「存在と当為」の一元論にせよ、二元論にせよ、議論の前提となっている論理体系とは独立に、絶対的な真理として主張することはできないのである。

## §5 ま と め

これまでの考察から仮の結論を導くとすれば、次のようにまとめることができよう。

- (1) いわゆる「ポアンカレのテーゼ」は古典的な二値論理においてさえすべての推論には妥当せず、せいぜい三段論法についてしか成り立たない。したがって、「存在と当為」の二元論の論拠たりえない。
- (2) 古典的な二値論理を規範論理として用いる場合、記述命題のみから成る前提の集合から、規範命題を結論として論理的に演繹することは可能である。しかし、同一性の公理を含まない体系において、記述命題のみから成る無矛盾の前提の集合から、論理的に真ではない（恒真式ではない）「純粹な」規範命題を、結論として論理的に演繹することはできそうにない<sup>(41)</sup>。
- (3) 特別な規範論理を構成する場合、複数の規範論理が並存している現状の帰結として、「存在と当為」の問題はそれぞれの論理体系に相対的にしか答えることができない。
- (4) 一般に、論理が人工言語の構文論であり、原理的に複数の規範論理が存在しうることの帰結として、「存在と当為」の問題は論理体系に相対的にしか答えることができない。

以上がこの考察における一応の結論であるが、紙数の関係上、論ずることのできなかつた点も多い。例えば、単純に、論理は人工言語の構文論であり、自在に作りうる、と言いきってしまってよいものであろうか。また、記述命題と規範命題とを截然と区別することが、果して可能であらうか、等々。これらの点も含めて、残された問題については、また別の機会に論じることにはしたい。

## (註)

- (1) この考察においては、必要な限りで、いわゆる「記号論理」を用いる。論理記号の用法および意味については、参照 沢田允茂『現代論理学入門』、岩波新書、1962年、など。
- (2) Cf. G. Winkler, "Sein und Sollen", *Rechtstheorie* 10(1979), p. 269. また、参照 V. ベシュカ著・天野和夫監訳『現代法哲学の基本問題』、法律文化社、1981年、第1章第3節。
- (3) 参照 碧海純一『新版法哲学概論』全訂第1版、弘文堂、1973年、290頁。
- (4) 参照 末木剛博「論理学の基礎」(末木・坂井・大出『現代論理学』、弘文堂、1978年、第1章) §12。
- (5) 参照 末木、前掲論文、§11。
- (6) Cf. S. Toulmin, *Reason in Ethics*, 1950, p. 38.
- (7) ムーア (G.E. Moore) のいわゆる「自然主義的誤謬」(naturalistic fallacy) の理論も元来は定義のレベルにおける二元論として理解しうる。
- (8) Cf. N. Hoerster, "Zum Problem der Ableitung eines Sollens aus einem Sein in der analytischen Moralphilosophie", *ARSP* 55(1969), pp. 16-18.
- (9) 参照 W. K. フランケナ著・杖下隆英訳『倫理学』改訂版、培風館、1975年、164頁。
- (10) 例えば、有名なサールの推論がそうである。Cf. J.R. Searle, "How to Derive 'Ought' from 'Is'", *Philosophical Review* 73 (1964), reprinted in W. D. Hudson (ed.), *The Is/Ought Question*, 1969.
- (11) Cf. J. Jörgensen, "Imperatives and Logic", *Erkenntnis* 7(1937/38).
- (12) Cf. O. Weinberger, *Rechtslogik*, 1970, p. 33.
- (13) 規範論理への様々なアプローチについては、Cf. O. Weinberger, "Die Soll-satzproblematik in der modernen Logik", *Rozprawy ČSAV* 68 (1956), wiederabgedruckt in *Studien zur Normenlogik und Rechtsinformatik*, 1974; H. Wagner und K. Haag, *Die moderne Logik in der Rechtswissenschaft*, 1970, 2. Kapitel.
- (14) Cf. H.G. Bohnert, "The Semiotic Status of Commands", *Philosophy of Science* 12(1945).
- (15) Cf. J. Rödiger, "Über die Notwendigkeit einer besonderen Logik der Normen", *Jahrbuch für Rechtssociologie und Rechtstheorie* 2(1972), wiederabgedruckt in *Schriften zur juristischen Logik*, 1980; H. Yoshino, "Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik", in U. Klug, Th. Ramm, F. Ritter, B. Schmiedel (hrsg.) *Gesetzgebungstheorie, Juristische Logik, Zivil- und Prozeßrecht*, 1978.
- (16) Cf. G.H. von Wright, "Deontic Logic", *Mind* 60(1951); O. Weinberger,

- Rechtslogik*, 1970, etc.
- (17) Cf. R.M. Hare, *The Language of Morals*, 1952, pp. 32-33; P.H. Nowell-Smith, *Ethics*, 1954, p. 37; U. Klug, "Die Reine Rechtslehre von Hans Kelsen und die formallogische Rechtfertigung der Kritik an dem Pseudoschluss vom Sein auf das Sollen", in S. Engel (ed.), *Law, State, and International Legal Order: Essays in Honor of Hans Kelsen*, 1964, p. 156.  
また、参照 碧海、前掲書、290頁。
- (18) Cf. R.M. Hare, *op. cit.*, p. 30. 参照 碧海、前掲書、290頁。
- (19) Cf. E. Morscher, "Poincaré's Rule", *Journal of the History of Philosophy* 10(1972), p. 352; "Das Sein-Sollen-Problem logisch betrachtet", *conceptus* 8(1974), p. 26,
- (20) Cf. R.M. Hare, *op. cit.*, p. 32-33.
- (21) Cf. G.I. Mavrodes, "On Deriving the Normative from the Nonnormative", *Papers of the Michigan Academy of Science, Arts, and Letters* 53 (1968), p. 357.
- (22) Cf. D. Rynin, "The Autonomy of Morals", *Mind* 66 (1957), p. 311; M. Black, "The Gap between 'Is' and 'Should'", *Philosophical Review* 73 (1964), reprinted in W.D. Hudson(ed.), *The Is/Ought Question*, 1969, p. 101; E. Morscher, "Poincaré's Rule", p. 352; "Das Sein-Sollen-Problem logisch betrachtet", p. 27.
- (23) Cf. H. Poincaré, *Dernières Pensées*, 1913, p. 225.
- (24) Cf. J. Rödig, *Schriften zur juristischen Logik*, p. 207.
- (25) Cf. H. Yoshino, *op. cit.*, p. 154.
- (26) Cf. D. Rynin, *op. cit.*, pp. 311-312.
- (27) Cf. A.A. Johanson, "A Proof of Hume's Separation Thesis Based on a Formal System for Descriptive and Normative Statements", *Theory and Decision* 3 (1973), pp. 339 ff.; E. Morscher, "Das Sein-Sollen-Problem logisch betrachtet", p. 18.
- (28) Cf. K.R. Popper, "What can Logic do for Philosophy?", *Aristotelian Society Proceedings*, supp. vol. 22(1948), p. 154.
- (29) Cf. A.N. Prior, "The Autonomy of Ethics", *Australasian Journal of Philosophy* 38(1960), p. 201; G.I. Mavrodes, *op. cit.*, p. 354.
- (30) Cf. A.N. Prior, *op. cit.*, p. 203; M. Black, *op. cit.*, p. 101.
- (31) Cf. D. Rynin, *op. cit.*, p. 314.
- (32) 同一性の公理:  $(x)(y)((Gx \cdot x=y) \supset Gy)$
- (33) Cf. R.M. Hare, *op. cit.*, p. 34.
- (34) Cf. A.A. Johanson, *op. cit.*, pp. 343 ff.; E. Morscher, *op. cit.*, pp. 19-20.

- (35) 演繹定理： $n$  個の前提の集合，結論，「演繹可能」をそれぞれ  $\{P_1, P_2, \dots, P_n\}$ ,  $C$ ,  $\vdash$  で表わすと， $\{P_1, P_2, \dots, P_n\} \vdash C$  ならば， $\{P_1, P_2, \dots, P_{n-1}\} \vdash P_n \supset C$ .
- (36) Cf. F. von Kutschera, *Einführung in die Logik der Normen, Werte und Entscheidungen*, 1973, p. 66.
- (37) Cf. O. Weinberger, “Einige Erklärungen zu Morschers Kritik meiner Rechtslogik”, *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht* 23(1972), p. 326; “Kann man das normenlogische Folgerungssystem philosophisch begründen?”, *ARSP* 65 (1979), p. 173, Fußnote 19.
- (38) 参照 藤本隆志「価値の認識と論理」（岩崎・沢田・永井編 講座現代哲学入門 4 『現代の価値論と倫理』，有信堂，1969年 所収）106-107頁。ただし，ここでは  $OA \supset \diamond A$  が定理として証明されている。
- (39) これらを「命題」と呼ぶことには問題がある。この点については，Cf. Ch. und O. Weinberger, “Grundzüge der Normenlogik und ihre semantische Basis”, *Rechtstheorie* 10(1979), p. 21.
- (40) 例えば，レーディックおよび吉野教授は，古典的な二値論理とは別に特別な規範論理を構成しうること認めている。Cf. J. Rödig, *op. cit.*, p. 185; H. Yoshino, *op. cit.*, p. 161, Anmerkung (57).
- (41) このテーゼはさらに積極的に論理的に証明しうが，紙数の関係上，その詳細な検討は別の機会に譲ることにしたい。Cf. A. A. Johanson, *op. cit.*, pp. 341-342.

(筆者の住所：浦和市原山 4-3-7)